

トルコ共和国中央銀行——Türkiye
Cumhuriyet Merkez Bankası——の歴史

中 村 英 雄

- 一 はしがき
- 二 オスマン帝国銀行
- 三 トルコ共和国中央銀行の成立
- 四 発券制度
- 五 金融政策
- 六 銀行信用規制委員会の廃止

一

トルコ共和国は一九七三年十月二十九日をもって共和制施行五十周年を迎える。これを記念して同国のアジア大陸側すなわちアナトリア Anadolı と、ヨーロッパ大陸側すなわちトラキヤ Trakya とを結ぶ長大橋がボス

トルコ共和国中央銀行——Türkiye Cumhuriyet Merkez Bankası——の歴史

フォラス海峡 Boğaziçi に架設され、同日を期してその開通式が行なわれることになっている。トルコはいままさに発展の途上にあり、わが国との関係も徐々に深まりつつある。

ところが、わが国におけるトルコの研究ははなはだち遅れており、とくに『現代トルコの社会・経済の分析』に至っては、ほとんど行なわれていないといっても過言ではない⁽¹⁾状態にある。この小稿ではトルコ共和国中央銀行について簡単なスケッチを試みるが、筆者の準備不十分のため、隔靴搔痒の結果に終るかもしれない。しかし前述のような研究の現状では、それでもなお紹介の糸口を与えるという若干の意味をもちうるのではあるまいか。

一

時代はクリミア戦争（一八五三―五六年）の頃にまで遡る。その当時トルコと英・仏などヨーロッパ諸国との関係は政治の分野だけでなく金融の分野でも大いに密接の度を増していた。ヨーロッパ諸国はトルコに対して一八五四年および五五年にクリミア戦争のための借款を与えて以来、一八七七年までの二〇年あまりの間に一七回にわたって借款を与えたのである⁽²⁾。こういった状況の中で一八五六年五月二十四日イギリスの資本家たちがイスタンブールにオスマン銀行 Osmanlı Bankası を設立した。この銀行は普通の商業銀行であって、その本拠はロンドンにおかれていた⁽³⁾。

その当時トルコでは財政も通貨もはなはだ悪い状態にあった。一八四〇年には政府紙幣がはじめて発行されたが、この紙幣は厳密な意味での貨幣ではなかった。というのは、これはもともと年利八%、期限八年の債務証書

であつて、満期になれば金屬貨幣をもつて償還されるはずであつたからである。それゆゑこれは *Kaimet mutesi* *beret nakdiye* (現金とみなされる証券という意味) あるいは単に *Kaimet* (証券) とよばれていたが、強制通用力も賦与されており、事実上の通貨であつた。政府は一方でこの紙幣の回収をはかりながらも、他方ではクリミア戦争など種々の事情のためにかへつて紙幣の増発を重ねることになり、そのため一八六〇年頃には紙幣は金屬貨幣に比べて半分近くまで減価してゐた。⁽⁴⁾

そこで紙幣整理が緊急を要することは誰の目にも明らかであつたが、政府は従來の経験から、紙幣整理に必要な資金をトルコ国内では調達できないこと、また發券銀行による強力な支援がなくては、通貨および國家財政の整理は実現できないことをよく理解してゐた。いまやイングランド銀行やフランス銀行のような強力な中央發券銀行をトルコにも設置することの必要がひろく認識されるに至つた。このような状況のもとでトルコ政府とオスマン銀行の間に協定が成立し、それまでに政府が發行した紙幣を同行が完全に回収することができたならば、政府は同行に対して銀行券發行の権限を与えるという取り決めが結ばれた。⁽⁵⁾

オスマン銀行を創設したイギリスの資本家たちはフランスの有力な資本家たちと協力し、ロンドンとパリで六分利付債券二億フラン、トルコ通貨で八八〇万トルコ・リラを發行して資金を調達した。發行価額は上記金額の六八%、五九八・四万トルコ・リラであつたが、同行はその資金をもつて一八六二年七月から九月までの間に政府紙幣を完全に回収した。紙幣は、その額面金額の四〇%が金屬貨幣、すなわち金貨あるいは銀貨と、残りの六〇%が同行の債券と引き替えられた。こうして一八六二年九月以降トルコ国内の支払いはすべて金屬貨幣で行なわれるようになった。⁽⁶⁾ このようにしてイギリスとフランスの資本家たちは、一八六三年二月四日の勅令によつて

与えられた免許にもとづいて『オスマン帝国銀行』la Banque Impériale Ottomane を設立したのである。⁽⁷⁾ この銀行は近代的金融機関としてはトルコではもちろんのこと、中東地域で最も古いものである。⁽⁸⁾

オスマン帝国銀行の免許期間は、はじめ三十年間と定められていたが、のちに幾度か延長されて（一八七五、一八九五、一九二四、および一九三三年）、結局一九五二年二月末日まで継続した。免許では同行は国立銀行とされていたにもかかわらず、実際には民間発券銀行であった。というのは、その株式は全部民間人が所有しており、その管理も民間人の手中にあったからである。しかも同行はスルタンの保護を受けていた。同行は免許期間中独占的に銀行券を発行する権限を与えられており、その期間中政府は自ら紙幣を発行することも、またオスマン銀行以外のものに発券を許すことも禁じられていた。⁽⁹⁾

オスマン帝国銀行はイスタンブール Istanbul に本店をもっていたほか、銀行業務を営むためにトルコ帝国の各地に支店を設置することができるとされており、実際にベイルート Beirut、イズミール Izmir およびサロニカ Saloniki（正式には Thessalonike）に支店を設けた。創立当初の資本金は二七〇万英ポンド（あるいは六、七五〇万フラン、額面金額五〇〇万フランの株式で二三万五、〇〇〇株）であった。⁽¹⁰⁾

オスマン帝国銀行の主要な任務はつぎのようなものであった。通貨の整理、内国および外国におけるトルコ国債の発行、信用の供与、国庫の支払いの維持。そして国の収入はすべて同行に入り、国の支出はすべて同行を通じて行なわれることになっており、いわば同行は全権を委任された国家の出納係とも言うべき役割を果たしていた。⁽¹¹⁾ 一八六三年にはトルコではじめて国家予算が作られ、この予算編成にあたってオスマン銀行の代表が拒否権をもっていたことが指摘されているが、⁽¹²⁾ これは同行の地位を如実に物語るものである。

オスマン帝国銀行を管理していたのは、ロンドンとパリにそれぞれ存在した二つの委員会で、この委員会の構成員は五年ごとに株主総会によって選出された。株主総会は三十株以上の株式を所有する株主によって構成され、毎年ロンドンで開催された。現地の管理機関としては七名のメンバーで構成される管理委員会があった。

トルコ政府はオスマン帝国銀行に対する会計検査の権限をもっていたが、それ以外には何の権限も影響力ももたなかった。逆に、一八七五年の協定によって、オスマン帝国銀行はトルコの国家予算に対してある種のコントロールを加えうるようになった。同行はトルコのための発券銀行というよりも、むしろ外国の債権者の利益代表であったように思われる。⁴³⁾

三

一九二三年にトルコ共和国が成立したとき、右に述べたとおり同国には発券銀行としてのオスマン帝国銀行が存在していた。しかし同行は外国人の利害に対する依存度が大きく、トルコ共和国において中央銀行として機能しうる状態になかった。同行は古いオスマン・トルコ帝国の政治および経済の必要から生まれたものであったが、一九二三年のローザンヌ条約締結以後のトルコにとってそれはとうてい満足しえないものであった。こういった理由で、真にトルコ共和国のための中央発券銀行を設立すべきであるという声が高まり、一方オスマン帝国銀行も一九二五年トルコ共和国政府と結んだ補足協定の中で、国民的中央発券銀行が設立されても異議をさしはさまないことを承認した。このようにして一九三〇年六月十一日付の法律にもとづいてトルコ共和国中央銀行 *Türkiye Cumhuriyet Merkez Bankası* が設立され、翌一九三二年十月三日から開業した。⁴⁴⁾

実際にはトルコ共和国成立の翌一九二四年にオスマン帝国銀行は銀行券の発行を停止し、その後は同国大蔵省が紙幣の発行を継承することになった。しかし一九三一年にトルコ共和国中央銀行が開業するまでオスマン帝国銀行券は紙券発行高のほとんどすべてを占めていた。オスマン帝国銀行券は一九三一年以後流通通貨量に占める比率が急速に減退し、一九三三年には実際にその発行権も失われ、通貨政策上の重要性が消滅したのである。しかし、この銀行券はその後も減価しなかつたので、グレシヤムの法則によって『良貨』として退蔵されながら、形式上は一九四八年まで流通しつづけた。⁶⁵⁾

オスマン帝国銀行に対する免許は一九五二年三月一日をもって終了し、それ以後同行は当初そうであったように、オスマン銀行として一般的な銀行業務に従事している。⁶⁶⁾

このようにしてトルコ共和国中央銀行は一九四八年以降形式上も専一の中央発券銀行になった。そのご中央銀行法は一九五五年四月二十七日付で改正され、一九七〇年一月十四日付でさらに改正されて今日に及んでいる。⁶⁷⁾

トルコ共和国中央銀行は法律上は株式会社の形態をとっている。同行の免許期間は当初三〇年間と定められていたが、のちに一九五五年の法律改正によってそれが一九九九年まで延長され、さらに一九七〇年の法律では、右の期間満了の五年前に再延長することができる⁶⁸⁾とされている(中央銀行法第一条)。同行の本店はアンカラ Ankara におかれ、大蔵大臣の承認をえてアンカラ以外の都市に支店を設けることができる(同、第二条)。現在同行は一五の支店をもっている。⁶⁹⁾トルコ共和国は今日六七の県 Vilâyet に分けられているから、中央銀行の支店は平均して四県ないし五県に一店の割合であるということになる。

四

一九七〇年のトルコ共和国中央銀行法は、第三六条 a において、同中央銀行券が無制限強制通用力をもつことを規定したのち、ひきつづき『b、本行は第四五条、第四六条、第四八条、第五〇条、第五一条、第五二条および第五三条に定めた業務と関連して銀行券を発行する権限を有する』と述べている。

第四五条は短期手形の再割引および短期手形を引当てとする貸付けにかんする規定である。

第四六条は中期手形の再割引および中期手形を引当てとする貸付けにかんする規定である。

第四八条は証券取引所に上場されている国債その他の確実な債券を引当てとする銀行に対する期限一二〇日の貸付けを定めている。

第五〇条は政府の一般会計歳出予算額の一五%までの範囲内での、国庫に対する短期貸付けにかんする規定である。

第五一条は国営経済企業などの発行する短期手形を引当てとする貸付けおよび割引を定めている。

第五二条は公開市場操作にかんする規定である。

第五三条は金および外国為替の売買、外国為替手形にかんする貸付けや割引を規定している。

そこでトルコ共和国中央銀行券発行額は正貨準備にもとづく部分(第五三条)と、保証準備にもとづく部分(第四五条、第四六条、第四八条、第五〇条、第五一条および第五二条)とによって構成されているのである。後者のうち第五〇条、第五一条および第五二条についてはそれぞれの条に、またその他の三か条については第五四条に、中

中央銀行が与えうる信用の限度が定められている。それゆえこのばあいの発券制度はいちおう一部準備制度であると言ふことができるが、保証準備発行の限度が同行理事会によって決定されることになっている点に注意したい。

こんにちトルコ共和国中央銀行は專一的に銀行券を発行する権限をもっており（中央銀行法第一条）、それと並んで政府が補助貨幣を発行している。現在トルコ共和国中央銀行券は無期限に無制限強制通用力を賦与されているが、一九七〇年の中央銀行法改正までは、中央銀行券は『安定化法』の発効とともにその無制限強制通用力を失うものとされていた。²⁰⁾これはトルコ共和国以外の国々と大いに事情の異なる点であるから、もう少し詳しく述べておこう。

オスマン・トルコ帝国では一九一六年に金本位制が導入されたが、それは全く名目上のことだけにとどまり、実行されるに至らなかった。鑄貨は商品と同じように取扱われていたのである。²¹⁾トルコ共和国中央銀行設立当時にも、トルコ共和国政府は、通貨の究極的安定はその価値を金の価値と結びつけることによってはじめて実現できると信じていた。そこで当時の立法者たちは、トルコ共和国中央銀行法の中で、将来中央銀行券が金貨に兌換されるべきことを規定したのである。このような規定を特に明記したことは、当時の政府当局者が金貨流通本位制を実現しようと思つていたのであると考えられる。²²⁾

しかしその当時トルコ共和国のもつ金準備は底をついており、国際収支の状態はきわめて悪く、かつ対外債務の返済が滞っていたから、金本位制を実現するために新たな対外借款を起すことは思いもよらなかった。さらにそのころ経済恐慌が世界を覆っていた。多くの国々の経済は混乱におちいり、各国は直接的措置によって経済

に干渉を加えなければならなかった。トルコ共和国でも中央銀行設立の当時は、金本位制の実現という政府の希望はさしあたり全く可能性をもちえなかったもので、とりあえず中央銀行法の中に、将来金本位制を実現するという一般的な方針だけを規定することになったのである。²³⁾

このようにして中央銀行法の中にいわゆる『安定化法』の規定が設けられたが、それは金準備と兌換とを規定することに よつて、金本位制を実現するはずであった。トルコ・リラの金平価もそれによつて決定されることになつていった。上述のとおり、トルコ共和国中央銀行券はこの『安定化法』が発効するまで強制通用力をもつが、同法が発効すると、トルコ共和国中央銀行は右のようにして決定された平価でその銀行券を金貨に兌換する義務を負うことになつていった。²⁴⁾

こういつた『安定化法』の考え方が、金融にかんする現代の理論や政策と遠く隔つたものであることは明らかである。実際にもその後この中央銀行券の強制通用力を停止しようとするような動きは全く見られなかった。そこでトルコ共和国中央銀行券はこんにちまで唯一の無制限な法定支払手段として存続しているのである。

さらにトルコ共和国中央銀行は、『安定化法』が発効するまでは、過去に政府から引継いだ銀行券の金額を増加させることができないものとされてきた。つまり同行は原則として銀行券を追加発行してはならないというのであった。しかし時のたつにつれて、こういった硬直的な原則に対してつぎのような例外規定がつぎつぎに加えられ、発券制度は弾力性を増していった。²⁵⁾

中央銀行は、手形および証券の再割引ならびにこれらの手形および証券にもとづく貸付けに対して、銀行券を発行することができる。(一九七〇年法第五條および第四六條に対応するもの)

中央銀行は国債ならびに証券取引所に上場されるその他の確実な債務証券に対する貸付けにもとづいて銀行券を発行することができる。(同じく第四八条に対応するもの。)

中央銀行は、同行が大蔵省に与える短期の貸付けに対して、それと同じ額まで銀行券を発行することができる。(同じく第五〇条に対応するもの。)

中央銀行は、国営経済企業および類似機関の振出す手形の割引あるいはそれを担保とする貸付けに対して銀行券を発行することができる。(同じく第五一条に対応するもの。)

中央銀行は金の買入れおよび金を担保とする貸付けにもとづいて、それらと同じ額だけ銀行券を発行することができる。中央銀行は外国為替の買入れに対して銀行券を発行することができる。中央銀行は貿易および支払協定によって外国に与えた信用にもとづいて銀行券を発行することができる。(同じく第五三条に対応するもの。)

このようにして、一九七〇年の中央銀行法で銀行券を発行しうるばあいとして列挙されている項目が、公開市場操作(第五二条)を除いて全部出そつたことになる。公開市場操作については後述する。

右のほかさらに、中央銀行は、同行が旧償還信用金庫、現在の国営投資銀行 Devlet Yatırım Bankası に与えた信用にもとづいて銀行券を発行することができた。

五

一般に中央銀行が用いることのできる金融政策の手段は最も温和な方法から厳しい干渉まで広い範囲にわたっている。すなわち単なる勧告や督促あるいは各種の金融機関による自発的な申し合わせのようなものから、一般

的な信用規制もしくは量的金融政策とよばれる金利政策、公開市場操作および準備率政策、さらに選択的信用規制を経て、最後に行政上の強制措置にいたるまで多くの手段が存在するのである。しかしトルコ共和国中央銀行は、貨幣流通あるいは信用供与を規制するにあたって、一般に中央銀行が用いうるはずのこういった各種の手段をすべて行使しうる状態にはないようである。

ここでは金利政策、公開市場操作および準備率政策の三点について、トルコ共和国の実情を検討してみたい。

トルコ共和国では資本市場の発達がはなはだしく遅れており、また他方、金融機関による振替貨幣の創造能力が非常に小さく、それゆえ、中央銀行の再割引が通貨供給上大きな比重を占めているから、一見したところ同国では金利政策が、先進諸国に比較して、はるかに強力で直接的な効果をもつもののように思われる。しかし事實はそうではない。トルコ共和国では、利潤を生む業務をいとなむ可能性が非常に大きいから、かなり高い利子を支払わなければならないとしても、できるだけ多額の信用を手に入れることが企業にとって有利であるばあいがある。それゆえ、中央銀行の割引歩合の引上げによって、もし金融機関の貸出し利率が引上げられることになっても、それは信用に対する需要の抑制とはなりにくいのである。逆の場合、中央銀行による割引歩合の引下げが、信用に対する顕著な追加需要を生じさせるとは限らない。すなわち、トルコ共和国では信用に対する需要の利率弾力性が非常に小さい点が指摘されている。

トルコ共和国では、貸出しに対する利率の最高限度が法律によって定められている。現在のところ、金融機関が借り手に対して要求できる利率は一年につき一〇・五％に制限されており、特定の選択的信用についてはそれが九％および七％を超えてはならないとされている。そして実際には、金融機関は中央銀行の割引歩合が最

低の場合でも、こういった最高の利子率を借り手に対して課するのが普通になっている。そのうえ金融機関は、たとえば利子率の最高限度が一〇・五％と法定されている場合でも、手数料や割増金などという種々の名目をつけて利子率を引上げ、借り手が負担する実際の利子率は一八％ないし二〇％に達しているのが一般的であると言われている。こういった状態が生じるのは、同国では信用に対する需要が、つねにその供給を大巾に上まわっているからである。²⁸⁾

このように借り手はつねに耐えうる限り高い利子率を負わされているから、中央銀行が割引歩合を引上げて、金融機関がそれに応じて実際上の貸出し利子率を引上げることが到底できない。中央銀行による割引歩合の引上げは金融機関の利潤の幅を狭めるといふ結果をもたらすにとどまるのである。このように割引歩合の引上げに呼応して金融機関が貸出し利子率を引上げることができないのだから、もし仮りに信用需要が利子率に対して弾力的であったとしても、割引歩合の引上げによって信用の総量を減少させる可能性はきわめて小さいと言わなければならない。逆に、割引歩合の引下げは金融機関の利潤の拡大を意味するだけのことで、それによって信用の総量を著しく増加させることができるとは考えられない。²⁹⁾

他方、中央銀行信用のかなりの部分が一般の割引歩合の適用を受けない点にも注目する必要がある。というのは、前述の中央銀行法第五〇条の規定に従って中央銀行が国庫に与える短期貸付けの利子率については一般の割引歩合は適用されないのである。この場合の貸付け利子率はトルコ共和国中央銀行と同国大蔵大臣が協議のうえこれを決定することになっている。近年こういった貸出しが中央銀行信用の総額のおよそ四分の一に達していることは看過できない。³⁰⁾

一九七〇年の中央銀行法改正までは、国营経済企業および類似機関に対する中央銀行の貸付けに対しても一般の割引歩合は適用されず、この場合の貸付け利率は中央銀行理事会と大蔵省とが協議してこれを個別的に決定することになっていた。⁸⁹⁾

このようにしてトルコ共和国では金利政策のもつ意義と効果はこれまできわめて限られたものであったし、現在でもそれは必ずしも大きいとは言えない状況にあるのである。

トルコ共和国中央銀行法第五二条によれば、同行は公開市場操作を行なうことができるものとされている。この売買操作の対象となるのは、1 前記第四五条にあげた短期手形、および2 内国債、公共機関の債券ならびに少なくとも一〇〇万トルコ・リラの払込資本金をもつ株式会社の実質な債券である。ただし同行は公開市場操作のために、同行の資本金と準備金の合計額の五倍以上の金額を使用してはならない。

一九七〇年の中央銀行法改正までは、同行が公開市場操作のために使用しうる金額は、同行の資本金と準備金の合計額の五〇％に制限されていたし、また払込資本金一〇〇万トルコ・リラの株式会社代りに、払込資本金四〇〇万トルコ・リラの国民銀行があげられていた。さらに同行が公開市場買操作を行なうさいには、同行管理理事会の八名のメンバーのうち少なくとも五名の同意が必要とされていた。こういった厳しい制約の範囲内で公開市場操作が言うに足るほどの重要性をもちえないことは、つとに指摘されていた。⁹⁰⁾ 中央銀行法の改正によって、同行の払込資本金が一五〇〇万トルコ・リラから二五〇〇万トルコ・リラに増額され、さらにこのために使用しうる金額の限度が前述のように同行の資本金と準備金の合計額の五〇％からその合計額の五倍にまで拡大されたことは、大いに注目に値する点である。しかしこういった改正によって、公開市場操作の有効性が実現する

か否かは今後の状況を見なければ判断できないように思われる。

一九七〇年の中央銀行法の改正までトルコ共和国で公開市場操作が行なわれたことはなかったようである。そして同国でこの政策がますますに通貨管理の手段として重要な役割を果たすことができるとは考えがたいように思われる。というのは同国の資本市場の発達ははなはだ遅れているからである。たとえば証券取引所 Menkul Kıymetler Kambyio Borsasi は唯一の、イスタンブールに存在するだけである。この取引所に上場されているのは、国債（国有鉄道債を含む）、中央銀行債、トルコ共和国農業銀行債、大蔵省証券、トルコ実業銀行債、オスマン銀行債およびその他の商業銀行債券である。

民間企業の発行する社債や株式は証券取引所を通さずに個人投資家や金融機関にはめこまれている。たとえばエレウリ（コンヤ）製鉄会社の株式はトルコ実業銀行 Türkiye İş Bankası が、またグッドイアー・タイヤ会社の株式はトルコ抵当銀行 Türkiye Garanti Bankası がそれぞれそれを売り込むための世話をしたのである。

一九六七年以降トルコ工業開発銀行 Türkiye Sınai Kalkınma Bankası が発行している社債についても、その大部分は証券市場を通さずに売り捌かれている。

こういった資本市場の状況について、国营投資銀行年次報告（一九六四年）はつぎのように述べている。『周知のとおりトルコの資本市場は、一般的な経済発展の水準に応じて、先進諸国の資本市場とは比べものにならないほど立ち遅れている。資本市場は一般的な経済の成長や組織と密接な関係をもっているから、この市場を創設し、それを育成するためにとるべき措置は非常にかぎられており、その発展が実現するのには多少とも長い時間が必要である。しかし資本市場の諸機関やそれに関連する措置について、政府や実業界は現に必要な努力をつづ

けている。いくつかの大学も、それぞれの研究活動を通じてこういった努力に加わっている。³⁹』

資本市場の育成措置としては、この市場の発展を妨げている租税その他の要因の排除が考えられている。たとえば一九六四年五月には法人所得税法が改正されて、法人が所有する株式の再評価額に対する課税が廃止された。⁴⁰

こういった努力にもかかわらず、資本市場の発展は遅々として進んでいないように思われる。『国家企画庁は、毎年、トルコの資本市場の設立が来年中におこなわれるだろうと語っている。ここ十年來この問題について、非常に沢山の会合、討論、研究および提案が実に頻繁におこなわれてきたが、今までのところ、それによって何ひとつはつきりした結論がでない』⁴¹というのが実情である(傍点は中村)。

つぎにトルコ共和国中央銀行による準備率政策について述べることにする。一九七〇年の中央銀行法改正までは、一九五八年六月二十三日付の銀行法の第五編「一般流動性、法定準備金および損失補填準備金」に、準備率にかんする詳細な規定があった。⁴²この銀行法の第三三条(一九六一年に改正)によれば、トルコ共和国の諸銀行は、その負債に対する裏付けとして、後述の銀行信用規制委員会の決定に従って、一般現金準備を保有しなければならないが、なおそのほかに銀行間預金を除く預金総額に対して、特別現金準備をも保有しなければならないとされていた。この特別現金準備は中央銀行の特別封鎖勘定に預託されることになっていた。⁴³一九六一年以前にはこの特別現金準備は中央銀行にあった償還信用基金の勘定に預け入れられていた。(前述のとおりこの基金は一九六四年に改組されて国営投資銀行になった。)このようにして多くの金融機関が特別現金準備として中央銀行内の償還信用基金勘定に預け入れた資金は、ただちに国家および国営経済企業に対して投資資金として貸し出されてい

た。すなわち、金融機関の特別現金準備として流通から引上げられた資金がこういったルートを通じて再び流通に戻されていたのである。⁴⁰⁾

一九六一年五月十二日付の銀行法の改正によって、特別現金準備として金融機関から引上げられた資金は、中央銀行内の償還信用基金に預け入れられないで、同行の特別勘定に封鎖されることになった。しかしこの場合にもまた、この特別勘定に預託された特別現金準備の総額のうち二〇％までは、銀行信用規制委員会が決議し、閣議の承認をえた諸原則にしたがって、トルコ共和国農業銀行 Türkiye Cumhuriyeti Ziraat Bankası の農業資金にふりむけることができた。すなわち、この場合にも、特別現金準備として流通から引上げられた資金の一部が農業銀行というルートをつうじて再び流通に還元されていたのである。⁴¹⁾

一九七〇年の中央銀行法第六九条によって、前記の銀行法第三三条は廃止されたが、それに代わって、それとほとんど全く同じ内容をもつ規定が中央銀行法第四〇条にとりいれられた。それゆえ、金融機関の特別封鎖勘定に引上げられた資金が、その二〇％を限度として、農業銀行のルートをつうじて再び流通に還元されるという点では、こんにちもなお一九七〇年以前と同じ状況にあるのである。

前記の銀行法第三三条では、右の特別現金準備率は、一般的経済情勢を勘案して、銀行信用規制委員会がそれを定めることになっていたが、その範囲について、有期預金の場合には一〇％以上三五％以下、要求払預金の場合には二〇％以上四〇％以下と規定されていた。⁴²⁾一九七〇年の中央銀行法では、特別現金準備率は中央銀行がそれを定めるとされているだけで、その上限も下限も規定されていない。

トルコ共和国では法定準備が総合流動性準備（一九七〇年以前には一般現金準備）と特別現金準備の二本建てにな

っており、わが国のそれが準備預金制度による日本銀行への預け金一本であるのと異なっている。わが国では定期預金とその他の預金とでは準備預金準備率が区別されているが、その点はトルコでも同様である。このほかわが国では金融機関の種類と規模によっても準備率が区別されているが、一九七〇年以前のトルコではそうではなかった。しかし現行中央銀行法第四〇条Ⅱ a の第三段は、金融機関の規模による特別現金準備率の区別を肯定しているように思われる。さらにわが国の準備預金制度では準備率の上限が一〇%と規定されているだけで、下限にかんする規定は存在しないのに対して、トルコ共和国中央銀行法では上下いずれについても限界が明示されていないのである。

以上見たとおり、トルコの特別現金準備制度は、金融政策上の目標よりもむしろ金融機関の流動性準備の確保に重点をおいているのではないかと考えられる。それゆえこの制度に強力な政策効果を期待することはかなり困難なのではあるまいか。(末尾の付記を参照のこと)。

六

最後に、一九七〇年の中央銀行法の改正によって廃止された銀行信用規制委員会について述べることにする。この委員会はトルコ共和国以外では余りその例を見ないもので、最初一九五五年に金融政策上の諸措置を実施するために設置され、一九五六年、一九五八年および一九六〇年に強化され、新たな権限を賦与された。⁴³ この委員会の任務はつぎのように定められていた(銀行法第四七条)。

『本邦の経済活動の要求するところに従って銀行投資の質と量にかんする規制措置を講ずること、信用の総

量と、その総量の範囲内で各種の信用をそれぞれの分野と問題に従って配分することとの調整にかんする決定を行なうこと、本法の適用あるいは一般に金融および信用にかんして政府が本委員会に照会すべき問題について参考意見を述べること。』

銀行信用規制委員会の構成メンバーはつぎのとおりであった。大蔵大臣（議長）、商業大臣（議長代理）、工業大臣、労働大臣、大蔵省国庫局長、商業省内国通商局長、工業庁長官、トルコ共和国中央銀行総裁、償還信用基金（一九六四年以降は国営投資銀行に改組）総裁、トルコ商工会議所および商品取引所連盟事務総長、その他銀行および銀行協会関係者六名。右のうち工業大臣と工業庁長官は一九六二年に追加されたのである（銀行法第四七条）。

この委員会の決定は閣僚会議の承認を経て実施されることになっていた。一九六七年末までにこの委員会は一七四の命令を発したが、その中のいくつかは、中央銀行の業務、とくに中央銀行の貸出し限度額や中央銀行信用の部門別配分などにかんするものであったから、トルコ共和国における金融政策の担当者は、中央銀行自身であるよりもむしろこの委員会であるかのように思われていた。そしてまた、この委員会は政府の直接的な代理機関であると見なされていた。⁴⁴

一九七〇年の中央銀行法第六九条によって銀行信用規制委員会は廃止され、従来この委員会の任務と権限に属していた事項はトルコ共和国中央銀行に、すなわち同行理事会に移譲されることになった（中央銀行法第四〇条II項）。⁴⁵ こういった権限の委譲は一見したところ、中央銀行の自主性を拡大することによって、金融政策の樹立と実施を迅速化し、政策効果の拡大を図ろうとしているかのように見える。しかしこの改正によって、そのような結果を期待することは恐らくできないであろう。というのは閣僚会議がいぜんとして中央銀行の政策上の決定

を拒否あるいは変更する権限をその手中に握っているからである。⁴⁶⁾

銀行信用規制委員会の任務と権限を委譲された中央銀行理事会は同行総裁を議長とし、同行株主総会で選任された六名のメンバーによって構成されている。理事は、特別法による規定がない限り、同行以外の職務と兼務することを許されない（中央銀行法第一九条）。この点は一九七〇年の中央銀行法改正以前の状態と大いにちがっている。すなわち以前には理事会は八名のメンバーによって構成されており、そのうち二名は後述のA種の株式の所有者としての資格で政府が任命し、さらに別の二名は同じく後述のB種およびC種の株式を所有する国民銀行およびその他の会社が選任し、D種の株式の所有者たちが一名を選任し、そのほか商工会議所関係から一名、農業団体関係から二名を選任していた。同行総裁は理事会に出席して意見を述べることはできたが、そのメンバーではなかった。⁴⁷⁾このように従来理事会は各界を代表する多彩なメンバーによって構成されていたが、一九七〇年以降は、前述のように兼職が禁止されたほか、教育と経歴の点からみて専門家であることという条件も加えられたため（中央銀行法第一九条）、理事会そのものの性格が著しく金融実務家的色彩を強めたことができる。こういった理事会の改組は、前述の銀行信用規制委員会の廃止とともに、金融政策に対する政府および中央銀行以外のものへの影響を排除し、同行に対する政府の支配力の強化を意味するものであるように思われる。中央銀行に対する政府の支配力の強化は、つぎに述べる株式の区分の変更にも認められる。中央銀行法では、同行の株式が四つの種類に区分されている（第六条）。

A種の株式はもっぱら大蔵省によって保有され、その総額は総資本額の五一%をくだってはならない（第八條）。

トルコ共和国中央銀行——Türkiye Cumhuriyet Merkez Bankası——に（ごう）

B種の株式はトルコ国内で営業している国民銀行によって保有される（第九条）。

C種の株式は国民銀行以外の銀行および認可会社によって保有され、その総額は一五〇〇〇株を超えてはならない（第一〇条）。

D種の株式はトルコの企業およびトルコ国籍をもつ自然人ならびに法人によって保有される（第一一条）。

これら四つの区分の間での株式の譲渡は、右の規定の範囲内で行なわれなければならない（第二二条）。

一九七〇年の中央銀行法改正以前には、右の株式の区分について、A種の株式は同行の総資本額の一〇％以上二五％以下でなければならぬとされており、C種の株式の最大限度は一五〇〇〇株、すなわち当時の総株式数一五万株の一〇％とされていた。こういった株式の区分は、中央銀行が政府によっても、また民間の諸グループによっても一方的に支配されることのないようにという配慮によるものであった。これらの四種の株式の構成比率はたとえば一九五八年と一九六四年にはつぎのとおりであった。⁴⁸⁾

（単位万トルコ・リラ）

	一九五八年	一九六四年
A種	三七〇（二四・七％）	三七〇（二四・七％）
B種	五八〇（三八・七％）	五七〇（三八・〇％）
C種	一〇〇（六・七％）	八〇（五・三％）
D種	四五〇（三〇・〇％）	四八〇（三一・〇％）
合計	一五〇〇（一〇〇％）	一五〇〇（一〇〇％）

一九七〇年の改正によって同行の資本金が一五〇〇万トルコ・リラから二五〇〇万トルコ・リラまで一〇〇〇万トルコ・リラだけ増額されることになり、その金額が全部同行の臨時費から払い込まれて、その分の株式がすべてA種に割り当てられ（中央銀行法臨時第八条）、四種の株式のあいだの区分が前述のように変更されたのは、中央銀行に対する政府の支配力強化の意図を明白に示すものであるように思われる。

こういった株式区分の変更と関連して、監査役の選任にも改正が加えられた。一九七〇年以前には監査役会は四名のメンバーによって構成されており、そのうち二名はB種およびC種の株式の所有者によって選任され、残りの二名はD種の株式の所有者によって選任されており、したがって政府は監査役会に代表を送っていなかった。⁴⁰ところが一九七〇年の改正によって、監査役会のメンバーは、A種の株式の所有者によって一名、B種およびC種の株式の所有者によって二名、そしてD種の株式の所有者によって一名、合計四名が選任されることになった（中央銀行法第二三条）。この点にも政府の支配力の強化が見られるのである。こういった点に一九七〇年の中央銀行法改正の一つの特徴があるように思われる。

- (1) 護雅夫編「トルコの社会と経済」アジア経済研究所、一九七一年、「はしがき」。
- (2) 前掲書 二四―二五頁。
- (3) Saat Dilik: Die Geldverfassung und die Währungspolitik der Türkei bis 1958— Mit einem statistischen Anhang für die Zeit nach 1958, Ankara 1969, S. 45.
- (4) Saat Dilik: a. a. O., S. 38 und 41.
- (5) Saat Dilik: a. a. O., S. 80.

トルコ共和国中央銀行——Türkiye Cumhuriyet Merkez Bankası——12657

- ⑥ Sait Dilik : a. a. O., S. 45 f.
- ⑦ Sait Dilik : a. a. O., S. 80.
- ⑧ Anwar Ali : Banking in the Middle East, in : IMF Staff Papers, Vol. VI, No. 1, November 1957, p. 51.
- ⑨ Sait Dilik : a. a. O., S. 80.
- ⑩ 銀行法 証券法 111頁°
Sait Dilik : a. a. O., S. 80.
- ⑪ Sait Dilik : a. a. O., S. 81.
- ⑫ 銀行法 証券法 111頁°
Sait Dilik : a. a. O., S. 81 f.
- ⑬ Sait Dilik : a. a. O., S. 98 f.
- ⑭ Sait Dilik : a. a. O., S. 132.
Maxwell J. Fry : Finance and development planning in Turkey, E. J. Brill-Leiden, 1972, p. 58.
- ⑮ Sait Dilik : a. a. O., S. 82.
- ⑯ Werner Uhrenbacher : Türkei—Ein wirtschaftliches Handbuch, Berlin 1957, S. 30.
T. C. M. B. Bank Note Printing House : The Law on Türkiye Cumhuriyet Merkez Bankası, Ankara (without date). 今後「中央銀行法」の用語を「中央銀行法」に統一する°
⑰ Werner Uhrenbacher : a. a. O., S. 30.
- ⑱ Türkiye Bankalar Birliği : Bankalarımızın 1972 Sonu Bilanço ve Kâr ve Zarar Hesapları, Teşkilât, Mevduat ve Krediler, Hakkında Bilgiler (Ankara) 1973, p. 19,

- ② Sait Dilik: a. a. O., S. 132.
- ③ Sait Dilik: a. a. O., S. 123.
- ④ Sait Dilik: a. a. O., S. 135.
- ⑤ Sait Dilik: a. a. O., S. 135.
- ⑥ Sait Dilik: a. a. O., S. 135 f.
- ⑦ Sait Dilik: a. a. O., S. 133 ff.
- ⑧ Sait Dilik: a. a. O., S. 126.
- ⑨ 一九七〇年六月十一日「イスタンブール大学財政学研究所」に於て Kenan Bulutoglu 教授より筆者が直接聴取したリポート 第 4 卷 Sait Dilik: a. a. O., S. 126 以下参照。
- ⑩ Sait Dilik: a. a. O., S. 126 f.
- ⑪ Türkiye Cumhuriyet Merkez Bankası: Aylık Bülten, 1970, No. 7-8, Temmuz-Ağustos, Ankara, pp. 18-21.
- ⑫ Maxwell J. Fry: op. cit., p. 60, Table 2.
- ⑬ Sait Dilik: a. a. O., S. 127.
- ⑭ Sait Dilik: a. a. O., S. 119 und 127 f.
- ⑮ Sait Dilik: a. a. O., S. 128.
- ⑯ Union of Chambers of Commerce, Industry and Commodity Exchanges of Turkey: Investment Guide to Turkey, Ankara, 1964, p. 119.
- ⑰ Maxwell J. Fry: op. cit., p. 53.
- ⑱ Union of Chambers of Commerce, Industry and Commodity Exchanges of Turkey: op. cit., p. 119.

トルコ共和国中央銀行——Türkiye Cumhuriyet Merkez Bankası——の設立

- ⑥⑧ 尾形 忠雄 Maxwells J. Fry : op. cit., p. 51, 124-50°
- ⑥⑨ Union of Chambers of Commerce, Industry and Commodity Exchanges of Turkey : op. cit., p. 119.
- ⑥⑩ Maxwells J. Fry : op. cit., p. 51.
- ⑥⑪ The Banks Association of Turkey : The Law on Banks with the Statute of the Banks Association of Turkey, (without publishing place) 1965, 今後『銀行法』の適用を待たずして本書に擬す。
- ⑥⑫ Sait Dilik : a. a. O., S. 129.
- ⑥⑬ Sait Dilik : a. a. O., S. 131.
- ⑥⑭ Sait Dilik : a. a. O., S. 131.
- ⑥⑮ Sait Dilik : a. a. O., S. 129.
- ⑥⑯ Sait Dilik : a. a. O., S. 128.
- ⑥⑰ Maxwells J. Fry : op. cit., p. 61.
- ⑥⑱ Maxwells J. Fry : op. cit., pp. 61 f.
- ⑥⑲ Maxwells J. Fry : op. cit., p. 73.
- ⑥⑳ Maxwells J. Fry : op. cit., p. 74.
- ⑥㉑ Sait Dilik : a. a. O., S. 108.
- ⑥㉒ Sait Dilik : a. a. O., S. 100 f.
- ⑥㉓ Union of Chambers of Commerce, Industry and Commodity Exchanges of Turkey : op. cit., p. 115
- ⑥㉔ Sait Dilik : a. a. O., S. 109.

〔付記〕

トルコ共和国中央銀行はインフレーション抑制策の一環として、一九七三年十一月二十八日付で、再割引歩合を一%引上げて八・七五%とした。同時に、同行は、通貨流通量の縮減をはかるため、短期預金総額の三〇%を同行に預託するよう、商業銀行に対して指示を与えた。The Japan Times, November 30, 1973.

右の準備率は、本文で述べた特別現金準備率のことであると思われる。

(一九七三・一一・二〇)